別表

公益法人等	業務、事業又は事務	所轄庁
［略］		
公益信託の受託者	公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務	公益信託に関する法律第三条に規定する行政庁

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
［同上］	［項を加える。］	

附　則

この告示は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○財務省告示第三百三十二号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（令和七年四月財務省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十六日から適用する。

令和七年十二月十九日

財務大臣　片山さつき

別表　一　一般会計　(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）を次のように改める。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	アイヌ政策推進費のうち アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち 新しい地方経済・生活環境創生交付金
		地方創生地域産業基盤整備事業推進費
		地方創生基盤整備事業推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄振興特定事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
	地方創生推進事務局	地方創生推進費
	こども家庭庁	児童福祉施設等整備費のうち 児童福祉施設等災害復旧費補助金
		就学前教育・保育施設整備交付金
		次世代育成支援対策施設整備交付金
		地方創生推進費のうち 地域子供・子育て支援交付金
		保育対策総合支援事業費補助金
		保育所等整備交付金
		放課後児童健全育成事業費補助金
		放課後児童健全育成事業費のうち 放課後児童健全育成事業費補助金
		子ども・子育て支援交付金
		子ども・子育て支援交付金のうち